

【横交メルマガ】 不当判決出る

本日13時10分横浜地裁において碓井義和組合員の懲戒免職取り消し判決は、主文：原告の請求を棄却すると言うものだった。

裁判争点であった

- ①懲戒免職の相当性について「行政庁（交通局）判断を尊重している」
- ②処分基準との加重処分について「裁判官は判断していない」
- ③他の懲戒処分との平等性について「他の事案と比較することもなく入口での門前払い」となっている。

総じて行政にすり寄った不当な判決と言える。